

がん患者医療用補整具購入費助成事業に関するQ&A

Q：最近小千谷市から転出しましたが、補整具を購入した時点では小千谷市に住民票がありました。対象になりますか？
補整具を購入した時点ではなく、申請時点で小千谷市に住民票がある方が申請の対象となります。
Q：対象外となる病気はありますか。
対象外となる病気は悪性新生物〔がん〕と診断されたもの以外です。 白血病や悪性リンパ腫、骨肉腫なども悪性新生物〔がん〕に含まれます。不明な点はお問合せ下さい。
Q：ウィッグを購入したいのですが、医療用でないものは対象になりますか。
基本的にはカタログ等に「医療用」と明記されているものを対象としますが、医療用と同等であると認められる場合は対象となることもありますので、事前にお問合せ下さい。
Q：医療用ウィッグ以外の商品も購入したのですが、対象になりますか。
<ul style="list-style-type: none">・毛付き帽子や医療用帽子、装着時に皮膚を保護するネットは対象になります。・スタンドやシャンプー、ブラシクリーナー等のケア用品、補整具の補修費、補整具購入のために要した交通費、送料等の経費、診断書の取得に要する経費は対象になりません。
Q：乳がん術後用の下着を購入したのですが、対象になりますか。
<ul style="list-style-type: none">・下着本体と下着とともに使用するパッドも対象になります。・専用洗剤等のケア用品、購入のために要した送料・手数料・交通費、補整具修理費は対象外です。
Q：人工乳房とはどのようなものですか。
シリコンなどの素材でできていて、専用接着剤で皮膚に直接貼り付ける等の方法で使用するものです。なお、乳房再建手術において使用するものも「人工乳房」と呼ばれますが、これについては保険適用となるため本助成金の対象外となります。
Q：乳がん術後用の下着を2つ購入したのですが、2つとも対象になりますか。
購入される個数は問いませんので、補整具すべての購入費合計額にてご申請ください。
Q：医療用ウィッグとパッドを購入した場合、それぞれの補整具ごとに助成金が交付されますか。
助成回数は助成対象者 1人につき補整具の区分（医療用ウィッグ・胸部補整具・人工乳房（右）・人工乳房（左））ごとに1回となります。医療用ウィッグと乳房補正具を購入した場合、それぞれの補整具ごとに助成金を交付します。
Q：過去に購入した補整具は助成対象となりますか。
令和7年4月1日以降に購入した補整具が対象となります。
Q：がんの治療を受けたのは数年前ですが、今でもウィッグが必要です。申請はできますか。
がん治療に伴う外見の変化から年数が経っている場合でも、その状態が継続していて、現に補整具が必要である場合は対象となります。 ※治療や補整具購入から長期間経過すると、申請に必要な書類を揃えるのが難しくなる可能性がありますので、早めに申請することをお勧めします。

Q：助成金は複数回申請できますか。
助成回数は助成対象者 1 人につき補整具の区分（医療用ウィッグ・胸部補整具・人工乳房（右）・人工乳房（左））ごとに1回です。ただし、助成を受けた日から5年を経過した日以後であれば、補整具の区分が同じであっても1回に限り再度申請できます。

申請について

Q：いつ申請すればよいですか。
対象補整具を購入した日（領収書に記載されている購入日）から6か月以内に申請をしてください。
Q：家族が手続きに行っても申請できますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者は補整具の使用者となりますが、申請者はご家族等が申請することが可能です。その場合は通常の必要書類の他に、委任状、助成対象者・申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証など（※写し可））をお持ちください。 ・助成対象者が18歳未満の場合は保護者が申請を行ってください。
Q：提出書類の「がん治療の内容が確認できる書類」とはどのようなものですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から発行された書類（病状説明書・治療計画書・診療証明書等）をご提出ください。（書類の標題や記載内容は医療機関によって異なります。） ・医療用ウィッグの場合は、診断名と治療による脱毛（抗がん剤名又は放射線治療の実施）が確認できる書類が必要です。 ・乳房補整具の場合は、診断名と乳房切除手術等をしたことがわかる書類が必要です。
Q：領収書の様式は決まっていますか。
決まりはありませんが、〔宛名・購入日・購入金額・購入品目・金額の内訳〕が記載されているものとします。金額の内訳が記載されていない場合は、納品書や明細書などを併せてご提出ください。
Q：クレジットカード決済で購入しました。領収書がないのですが申請はできますか。
店舗によってクレジットカード決済でも領収書を発行できるようですが、発行されない場合は購入内容や支払金額が確認できる書類を提出してください。 (例)利用明細書やレシート等
Q：商品カタログがない商品を購入しました。どのような資料を添付すればよいでしょうか。
インターネット上の商品紹介ページ等を印刷したものでも結構です。いずれも入手できない場合は、購入した補整具の全体がわかる写真をご提出ください。
Q：申請に印鑑は必要ですか。
提出書類に押印欄はありませんが、書き間違えた部分を訂正する際に、訂正印として必要になることがあります。訂正印がない場合は、新しい用紙に書き直していただくことがあります。